

許可番号 許可年月日	処分庁	完了公告年月日	開発区域の所在する市町	開発区域の所在地(市町以下) (※)	建物・計画名称	法41条に基づく制限の指定の内容
長崎県指令15建第754号 平成15年7月16日	本庁	平成16年5月14日	南松浦郡新上五島町	有川町有川郷字後牟田117、132-2、 133-3、-4、148-4の一部、-5、-7、 149-4、-5、175-2、-3、字八幡田ノ 上1273-5、1275-2	有川桜の里団地 (ガーデンロード桜坂)	【開発区域内の宅地については次のとおり制限を定める】 イ. 建築物の建ぺい率は60%以下とする。 ロ. 建築物の容積率は200%以下とする。
長崎県指令18建第616号 平成19年2月15日	本庁	平成19年10月26日	島原市	新山3丁目9013番及び9015番1	島原新山3丁目 分譲団地	【開発区域内の用途地域指定なしの宅地について】 イ. 建築物の建ぺい率の最高限度は50%以下とする。 ロ. 建築物の容積率の最高限度は60%以下とする。 ハ. 建築物の高さの最高限度は10m以下とする。
長崎県指令4都第1258号 令和5年3月17日	本庁	工事中 (令和7年5月31日 工事完了予定)	西彼杵郡長与町	嬉里郷字嬉里谷942番、943番3、944番 2、946番、947番、949番、950番1、951 番3、953番、954番、956番2、956番3、 957番1、957番3、960番2、962番3、962 番4、964番2、964番8、964番9、964番 10、984番4、985番1、985番2、989番、 990番3、995番の一部、996番3、996番 4、997番、998番2、998番3、999番の一 部、1001番1の一部、1001番2及び里 道、水路	長与町嬉里・丸田開発事業 (ヒナタヒルズ長与)	【開発区域内全域(都市計画区域外部分)】 ・建築物の容積率の最高限度 100/100 ・建築物の建蔽率の最高限度 50/100 ただし、建築基準法第53条 第3項第2号に該当するものは 60/100 ・建築物の敷地面積の最低限度 165㎡ ただし、公益上必要な建築物の 敷地についてはこの限りではない。 ・壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱等の面までの距離は以下のとおり。 1)道路境界線まで 1.5m以上 2)隣地境界線まで 1.0m以上 (ただし、次のものを除く。) ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの イ 周囲が見通せる壁を有しない自動車車庫(部分)等で床面積の合計が 50㎡以内のもの ・建築物等の高さの最高限度 建築物の高さは10m以下とする。 ・門及び塀の構造の制限 道路へ面する部分は、垣又はさくとし、次の各号に掲げる構造と する。 1. 生垣 2. さくは、地上面から高さ1.5m以下のフェンス等とし、0.6mを超える部分は、 透視可能なものとする

(※)「開発区域の所在地」については、開発許可時点の地番となります。